

模擬問題(15問)

問1

貨物自動車運送事業に関する次の記述のうち、誤っているものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

解答[1]

1. **貨物自動車運送事業とは、一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業、貨物軽自動車運送事業及び貨物自動車利用運送事業をいう。**
2. 一般貨物自動車運送事業者は、その名義を他人に一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業のため利用させてはならず、また、事業の貸渡しその他いかなる方法をもってするかを問わず、一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業を他人にその名において経営させてはならない。
3. 一般貨物自動車運送事業者は、貨物自動車運送事業法第23条(輸送の安全確保の命令)、同法第26条(事業改善の命令)又は同法第33条(許可の取消し等)の規定による処分(輸送の安全に係るものに限る)を受けたときは、遅滞なく、当該処分の内容並びに当該処分に基づき講じた措置及び講じようとする措置の内容をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。
4. 特別積合せ貨物運送とは、一般貨物自動車運送事業として行う運送のうち、営業所その他の事業場(以下「事業場」という)において集貨された貨物の仕分を行い、集貨された貨物を積み合わせて他の事業場に運送し、当該の事業場において運送された貨物の配達に必要な仕分を行うものであって、これらの事業場の間における当該積合せ貨物の運送を定期的に行うものをいう。

問2

次の記述のうち、一般貨物自動車運送事業者が貨物自動車運送事業法の規定より公表すべきとされている輸送の安全に係る事項として誤っているものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

解答[3]

1. 輸送の安全に関する基本的な方針
2. 輸送の安全に関する目標及びその達成状況
3. **選任されている運行管理者の数**
4. 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計

問3

次の記述のうち、貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者(以下「運転者」という)に対する乗務終了後の点呼(運転者の所属する営業所において対面で行うものに限る)

において、運行管理者が法令の定めにより実施しなければならない事項として正しいものをすべて選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

解答〔2、5、6〕

1. 「道路運送車両法第47条の2第1項及び第2項の規定による点検(日常点検)の実施又はその確認」について報告を求め、及び確認を行う。
2. 「酒気帯びの有無」について、運転者の状態を目視等で確認するほか、当該運転者の属する営業所に備えられたアルコール検知器(国土交通大臣が告示で定めるもの)を用いて確認を行う。
3. 「運行中の疾病、疲労その他の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無」について報告を求め、確認を行う。
4. 運送依頼事項及び貨物の積載状況について報告を求め、及び確認を行う。
5. 「乗務に係る事業用自動車、道路及び運行の状況」について報告を求める。
6. 点呼を受ける運転者が他の運転者と交替した場合にあっては、当該運転者が交替した運転者に対して行った法令の規定による通告について報告を求める。

問4

一般貨物自動車運送事業者(以下「事業者」という)の自動車事故報告規則に基づく自動車事故報告書の提出等に関する次の記述のうち、誤っているものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

解答〔2〕

1. 事業用自動車が鉄道車両(軌道車両を含む)と接触する事故を起こした場合には、当該事故のあった日から30日以内に、自動車事故報告規則に定める自動車事故報告書(以下「報告書」という)3通を当該事業用自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局長等を経由して、国土交通大臣に提出(以下「国土交通大臣に提出」という)しなければならないものの、運輸支局長等への速報までは要しない。
2. 事業用自動車が転覆する事故を起こし、積載する灯油の一部が漏えいしても火災が生じなかった場合には、当該事故のあった日から30日以内に、報告書3通を国土交通大臣に提出しなければならないものの、運輸支局長等への速報までは要しない。
3. 事業用自動車が歩行者1名に医師の治療を要する期間が30日の傷害を生じざる事故を起こし、当該傷害が病院に入院することを要しないものである場合には、報告書を国土交通大臣に提出しなくてもよい。
4. 事業用自動車の運転者に道路交通法に規定する救護義務違反があった場合には、当該違反があったことを事業者が知った日から30日以内に、報告書3通を国土交通大臣に提出しなければならない。

問5

道路運送車両法の目的についての次の文中、A、B、C、Dに入るべき字句としていずれか正しいものを選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

この法律は、道路運送車両に関し、[A]についての公証等を行い、並びに[B]及び[C]その他の環境の保全並びに整備についての技術の向上を図り、併せて自動車の整備事業の健全な発達に資することにより、[D]ことを目的とする。

- | | | | |
|---|---------------|---------------|-------|
| A | 1. 所有権 | 2. 取得 | 解答[1] |
| B | 1. 運行の安定性の確保 | 2. 安全性の確保 | 解答[2] |
| C | 1. 騒音の防止 | 2. 公害の防止 | 解答[2] |
| D | 1. 道路交通の発達を図る | 2. 公共の福祉を増進する | 解答[2] |

問6

自動車の検査等についての次の記述のうち、正しいものを2つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

解答[2][3]

1. 指定自動車整備事業者が交付した有効な保安基準適合標章を自動車に表示している場合であっても、当該自動車に自動車検査証を備え付けなければ、これを運行の用に供してはならない。
2. 自動車は、その構造が、長さ、幅及び高さ並びに車両総重量(車両重量、最大積載量及び55キログラムに乗車定員を乗じて得た重量の総和をいう)等道路運送車両法に定める事項について、国土交通省令で定める保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準に適合するものでなければ、運行の用に供してはならない。
3. 国土交通大臣は、一定の地域に使用の本拠の位置を有する自動車の使用者が、天災その他やむを得ない事由により、継続車検を受けることができないと認めるときは、当該地域に使用の本拠の位置を有する自動車の自動車検査証の有効期間を、期間を定めて伸長する旨を公示できる。
4. 自動車に表示されている検査標章には、当該自動車の自動車検査証の有効期間の起算日が表示されている。

問7

道路交通法に定める用語の意義についての次の記述のうち、正しいものを2つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

解答[1][2]

1. 徐行とは、車両等が直ちに停止することができるような速度で進行することをいう。
2. 自動車とは、原動機を用い、かつ、レール又は架線によらないで運転する車であつて、原動機付自転車、自転車及び身体障害者用の車いす並びに歩行補助車その他の小型の車で政令で定めるもの以外のものをいう。
3. 駐車とは、車両等が客待ち、荷待ち、貨物の積卸し、故障その他の理由により継続的に停止すること(荷待ちのための停止で5分を超えない時間内のもの及び人の乗降のための停止を除く)又は車両等が停止し、かつ、当該車両等の運転する者がその車両等を離れて直ちに運転することができない状態にあることをいう。
4. 道路標識とは、道路の交通に関し、規制又は指示を表示する標示で、路面に描かれた道路紙、ペイント、石等による線、記号又は文字をいう。

問8

道路交通法に定める交差点における通行方法等についての次の記述のうち、正しいものを2つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

解答[2][3]

1. 信号機の表示する信号の種類が赤色の灯火のときは、交差点において既に右折している自動車は、青色の灯火により進行することができることとされている自動車に優先して進行することができる。
2. 車両は、環状交差点において左折し、又は右折するときは、あらかじめその前からできる限り道路の左側端に寄り、かつ、できる限り環状交差点の側端に沿って(道路標識等により通行すべき部分が指定されているときは、その指定された部分を通行して)徐行しなければならない。
3. 車両は、左折するとき、あらかじめその前からできる限り道路の左側端に寄り、かつ、できる限り道路の左側端に沿って(道路標識等により通行すべき部分が指定されているときは、その指定された部分を通行して)徐行しなければならない。
4. 車両等(優先道路を通行している車両等を除く)は、交通整理の行われていない交差点に入ろうとする場合においては、交差道路が優先道路であるとき、又はその通行している道路の幅員よりも交差道路の幅員が明らかに広いものであるときは、その前方に出る前に必ず一時停止しなければならない。

問9

労働基準法(以下「法」という)に定める労働条件及び労働契約についての次の記述のうち、正しいものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

解答[3]

1. 法で定める労働条件の基準は最低のものであるから、労働関係の当事者は、当事者間の合意がある場合を除き、この基準を理由として労働条件を低下させてはならないことはもとより、その向上を図るように努めなければならない。
2. 使用者は、労働契約の不履行についての違約金を定め、又は損害賠償額を予定する契約をしてはならない。ただし、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においては労働者の過半数を代表する者との書面による協定があるときは、この限りでない。
3. 労働契約は、期間の定めのないものを除き、一定の事業の完了に必要な期間を定めるもののほかは、3年間(法第14条(契約期間等)第1項各号のいずれかに該当する労働契約にあつては5年)を超える期間について締結してはならない。
4. 労働者は、労働契約の締結に際し使用者から明示された賃金、労働時間その他の労働条件が事実と相違する場合においては、少なくとも30日前に使用者に予告したうえで、当該労働契約を解除することができる。

問10

労働基準法及び労働安全衛生法の定める健康診断に関する次の記述のうち、誤っているものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

解答[1]

1. 事業者は、常時使用する労働者を雇い入れるときは、当該労働者に対し、労働安全衛生規則(以下「衛生規則」という)に定める既往歴及び業務歴の調査等の項目について医師による健康診断を行わなければならない。ただし、医師による健康診断を受けた後、6ヶ月を経過しない者を雇い入れる場合において、その者が当該健康診断の結果を証明する書面を提出したときは、当該健康診断の項目に相当する項目については、この限りでない。(3カ月が正しい)
2. 事業者は、常時使用する労働者(深夜業を含む業務衛生規則に定める業務に従事する労働者を除く)に対し、1年以内ごとに1回、定期的に、衛生規則に定める所定の項目について医師による健康診断を行わなければならない。
3. 事業者は、深夜業を含む業務に常時従事する労働者に対し、当該業務への配置替えの際及び6ヶ月以内ごとに1回、定期的に、衛生規則に定める所定の項目について医師による健康診断を行わなければならない。
4. 事業者は、衛生規則で定めるところにより、深夜業に従事する労働者が、自ら受けた健康診断の結果(当該健康診断の項目に異常の所見があると診断された労働者に限る)に基づく医師からの意見聴取は、当該健康診断の結果を証明する書面が事業者提出された日から2ヶ月以内に行わなければならない。

問 1 1

下図は、貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者の4日間の勤務状況の例を示したものであるが、当該運転者の拘束時間、運転時間及び連続運転時間の中断方法に関する次のア～ウについて、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」に照らし、解答しなさい。なお、当該運行は、1人乗務で、隔日勤務には就いていない場合とする。

前日：休日		1日目														終業時刻		
		始業時刻 4:00														17:45		
		乗務前	点呼	運転	荷積み	運転	休憩	運転	荷下ろし	運転	休憩	運転	荷積み	休憩	運転	乗務後		
		20分	30分	30分	1時間	30分	1時間30分	15分	2時間	1時間	2時間	30分	10分	1時間	30分			
		営業所														営業所		
前日：休日		2日目														終業時刻		
		始業時刻 5:00														19:10		
		乗務前	点呼	運転	荷下ろし	運転	休憩	荷積み	運転	休憩	運転	休憩	運転	荷下ろし	運転	乗務後		
		20分	1時間	30分	2時間	30分	30分	1時間30分	1時間	2時間30分	20分	1時間30分	20分	2時間	30分			
		営業所														営業所		
前日：休日		3日目														終業時刻		
		始業時刻 3:00														15:45		
		乗務前	点呼	運転	休憩	荷積み	運転	荷積み	休憩	運転	休憩	荷下ろし	休憩	運転	乗務後			
		20分	2時間	15分	20分	2時間30分	20分	1時間	1時間	5分	2時間	20分	5分	2時間	30分			
		営業所														営業所		
前日：休日		4日目														終業時刻		
		始業時刻 5:00														17:10		
		乗務前	点呼	運転	荷積み	運転	休憩	荷下ろし	運転	休憩	運転	荷下ろし	休憩	運転	乗務後			
		20分	30分	45分	1時間30分	5分	1時間30分	20分	1時間	1時間	2時間	20分	25分	2時間	30分			
		営業所														営業所		

ア 1日についての最大拘束時間に違反しているものを、次の1～4の中から1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

1. 1日目 2. **2日目** 3. 3日目 4. 4日目

解答[2]

イ 4日間の全ての日を特定日とした2日(始業時刻から起算して48時間をいう)を平均した1日当たりの運転時間に違反しているものを、次の1～4の中から1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

1. 1日目 2. **2日目** 3. 3日目 4. 4日目

解答[2]

ウ 連続運転時間に違反しているものを、次の1～4の中から1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

1. 1日目 2. 2日目 3. **3日目** 4. 4日目

解答[3]

問 1 2

下表は、貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者の1ヵ月の勤務状況の例を示したものであるが、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」に定める拘束時間及び運転時間に照らし、次の1～4の中から違反している事項を1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、1人乗務とし、「1ヵ月についての拘束時間の延長に関する労使協定」があり、下表の1ヵ月は、当該協定により1ヵ月についての拘束時間を延長することができる月に該当するものとする。

第1週		1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	週の合計時間
	各日の運転時間	7	8	7	6	9	7	休日	44
	各日の拘束時間	10	13	12	10	13	13		71
第2週		8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日	週の合計時間
	各日の運転時間	5	6	9	10	9	5	休日	44
	各日の拘束時間	9	10	13	13	14	8		67
第3週		15日	16日	17日	18日	19日	20日	21日	週の合計時間
	各日の運転時間	6	8	10	8	7	6	休日	45
	各日の拘束時間	12	11	15	12	10	11		71
第4週		22日	23日	24日	25日	26日	27日	28日	週の合計時間
	各日の運転時間	6	7	5	8	9	8	休日	43
	各日の拘束時間	9	10	8	15	16	14		72
第5週		29日	30日	31日	週の合計時間	1ヵ月(第1週～第5週)の合計時間			
	各日の運転時間	8	6	7	21	197			
	各日の拘束時間	11	13	13	37	318			

(注1) 2週間の起算日は1日とする。

(注2) 各労働日の始業時刻は午前8時とする。

- 1日についての拘束時間15時間を超える1週間の回数
- 1ヵ月の拘束時間
- 当該5週間のすべての日を特定日とした2日を平均した1日当たりの運転時間
- 2週間を平均した1週間当たりの運転時間

解答 [3]

問 1 3

点呼の実施等に関する次の記述のうち、適切なものには解答用紙の「適」の欄に、適切でないものには解答用紙の「不適」の欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

解答 適 [1・4] 不適 [2・3]

- 乗務前の点呼においてアルコール検知器を使用するのは、酒気帯びの有無を確認するためであって、道路交通法で定める呼気中のアルコール濃度1リットル当たり0.15ミリグラム以上であるか否かを判定するものでない。
- 乗務後の点呼において、乗務を終了した運転者からの当該乗務に係る事業用自動車、

道路及び運行の状況についての報告は、特に異常がない場合には運転者から求めないこととしており、点呼記録表に「異常なし」と記録している。

3. 運行管理者は、乗務開始及び乗務終了後の運転者に対し、原則、対面で点呼を実施しなければならないが、遠隔地で乗務が開始又は終了する場合、車庫と営業所が離れている場合、又は運転者の出庫・帰庫が早朝・深夜であり、点呼を行う運行管理者が営業所に出勤していない場合等、運行上やむを得ず、対面での点呼が実施できないときには、電話、その他の方法で行っている。
4. 乗務前の点呼において運転者の健康状態を的確に確認することができるようにするため、健康診断の結果等から異常の所見がある運転者又は就業上の措置を講じた運転者が一目で分かるように、個人のプライベートに配慮しながら点呼記録表の運転者の氏名の横に注意喚起のマークを付記するなどして、これを点呼において活用している。

問 1 4

一般貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導・監督に関する次の記述のうち、適切なものには解答用紙の「適」の欄に、適切でないものには解答用紙の「不適」の欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

解答 適[1] 不適[1・2・3]

1. 他の自動車に追従して走行するときは、常に「秒」の意識をもって自車の速度と制動距離に留意し、前車との追従等の危険が発生した場合でも安全に停止できるよう制動距離と同じ距離の車間距離を保って運転するよう指導している。
2. 飲酒により体内に摂取されたアルコールを処理するために必要な時間の目安については、例えばビール500ミリリットル(アルコール5%)の場合、概ね4時間とされている。事業者は、これを参考に個人差も考慮して、体質的にお酒に弱い運転者のみを対象として、酒類の飲み方等についても指導を行っている。
3. 大雨、大雪、土砂災害などの異常気象時の措置については、異常気象時等処理要領を作成し、運転者全員に周知させておくとともに運転者とも速やかに連絡が取れるよう緊急時における連絡体制を整えているので、事業用自動車の運行の中断、待避所の確保、徐行運転等の運転に関わることについては運転者の判断に任せ、中断、待避したときに報告するよう指導している。
4. 走行中に事故を起こし、負傷者を発生させた際の措置については、当該負傷者を最初に救護し、その後、事故現場となった当該道路における危険を防止するため、発炎筒等を使用して後続車に注意を促すよう指導した。

問 1 5

交通事故防止対策に関する次の記述のうち、適切なものには解答用紙の「適」の欄に、適切でないものには解答用紙の「不適」の欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

解答 適[2・4] 不適[1・3]

1. 適性診断は、運転者の運転能力、運転態度及び性格等を客観的に把握し、運転の適性を判定することにより、運転に適さない者を運転者として選任しないようにするためのものであり、ヒューマンエラーによる交通事故の発生を未然に防止するための有効な手段となっている。
2. 輸送の安全に関する教育及び研修については、知識を普及させることに重点を置く手法に加えて、問題を解決することに重点を置く手法を取り入れるとともに、グループ討議や「参加体験型」研修等、運転者が参加する手法を取り入れることも交通事故防止対策の有効な手段となっている。
3. 交通事故は、そのほとんどが運転者等のヒューマンエラーにより発生するものである。したがって、事故惹起運転者の社内処分及び再教育に特化した対策を講ずることが、交通事故の再発を未然に防止するには最も有効である。そのため、発生した事故の調査や事故原因の分析よりも、事故惹起運転者及び運行管理者に対する特別な指導講習を確実に受講させる等、ヒューマンエラーの再発防止を中心とした対策に努めるべきである。
4. 指差呼称は、運転者の錯覚、誤判断、誤操作等を防止するための手段であり、道路の信号や標識などを指で差し、その対象が持つ名称や状態を声に出して確認することをいい、安全確認に重要な運転者の意識レベルを高めるなど交通事故防止対策に有効な手段の一つとして活用されている。